

危機管理規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会（以下「法人」という。）において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に迅速且つ的確に対処するための体制を確立し、利用者及び職員の安全確保を図るとともに、法人の社会的責任を果たすことを目的とする。

(危機の定義)

第2条 危機とは、次の事項によって、利用者及び職員の安全、法人における事業の遂行、財産、名誉若しくは組織の存続に関し重大な被害又は支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

- (1) 自然災害、天変地異
- (2) 火災
- (3) 感染症等の発生
- (4) 犯罪
- (5) 死亡
- (6) 不法行為
- (7) 失踪・行方不明
- (8) 骨折、打撲、裂傷等
- (9) 誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- (10) 虐待、不適切な処遇
- (11) 事故
- (12) その他

(危機管理の基本的心得)

第3条 施設長は、日頃から施設の管理に万全の注意を払うとともに、利用者一人ひとりについての日常行動等を十分把握しておかなければならない。

2 施設長は、危機に迅速且つ適切に対応できるように具体的マニュアルを作成するとともに、避難等必要な訓練・安全点検を定期的に行い、利用者及び職員の安全確保・事故防止に努めなければならない。

(役割分担)

第4条 施設長は、施設に関わる危機発生が予想される場合又は危機が発生した場合は、利用者の安全を確保するための適正な応急措置をとらなければならない。

2 施設長は、消防署等への通報を含む応急措置後、直ちに理事長及び必要に応じて関係行政機関へ報告し、適宜、報告書を提出しなければならない。

3 前項の理事長へ報告する事項は、第2条第1項第1号乃至第10号とし、施設長の判断により必要に応じて理事長に報告する事項は、第2条第1項第11号乃至第14号とする。なお、入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可

能性のあるときは報告する。

4 施設長は、危機の処理後、原因分析・対応策を検討し、再発防止を講じなければならない。

(報道対応)

第5条 報道対応は、原則として施設長が行う。

2 社会に大きな影響を与える可能性が高いものについては、報道発表する。

(連絡体制)

第6条 関係機関とは、休日・夜間の危機発生に対応できる連絡体制・情報ルートを保っておかなければならない。

(変更)

第7条 この規程を変更する場合は、あらかじめ職員の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成27年11月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。